

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

### 『新訳華嚴経音義私記』における字様の利用について

九州大学大学院人文科学府 博士後期課程3年 賈 智

#### 1. はじめに

小川本『新訳華嚴経音義私記』（以下「私記」と略す）は、奈良朝末期頃、日本僧侶の手による内典音義の最古の古写本である。

岡田（1939）から知られるように、この私記は『新訳華嚴経音義』（唐・慧苑撰、以下「慧苑音義」と略す）と『新華嚴経音義』（大治三年（1128）書写本、以下「大治本新音義」と略す）とを土台として、これに取捨撰択を加えたものである。すなわち、私記は先行音義（慧苑音義と大治本新音義とを指す）と同じく、80巻本系華嚴経の序文と本文から注記すべき文字群を抽出し、その上で、その抽出した文字群について形・音・義にわたる注記を付すことを目的として編纂された典籍である。したがって、私記には、

淪墜〈上没也下音豆伊反墜也〉（私記、巻03、標字：経文語句 注文：音注・義注）

無厭怠〈厭於餒反厭倦也〉（慧苑、巻04、標字：経文語句 注文：音注・義注）

のように<sup>1</sup>、その体裁・様式が先行音義と同じであるものが多数存在する。

しかしながら、その反面、私記には先行音義とは異なる体裁・様式を有する例もある。例えば、華嚴経経文（巻06）に出現する「興」の場合は、経文本文が一文字であるにもかかわらず、

為興大法雲（新経、巻06）

▶興興〈正〉（私記、巻06、「興」）

のように、標字は単字ではなく、その異体字と並列して掲出されている。また、その標字に対する注文が、音義の要素に揃ってはならず、字体注（「～正」のようなもの）だけが付されていることも通常の音義に見られないのである。同様の例は、

流流〈上正〉（私記、巻08、「流」）

のように、私記中に稀に見られる。

ところが、これらを『干禄字書』に照らすと、

…興興…〈竝上通下正〉（干禄、平声、「興」）

流流〈上俗下正〉（干禄、平声、「流」）

のように、私記中に『干禄字書』と共通の標字を有する類例が多数拾える。ここから推して、私記が先行音義と異なる様相を呈する原因の一つは、先行音義と異なった体裁・様式を持つ参考資料（『干禄字書』などの「字様」に類するものか）の内容を、私記がそのまま転記する形で記述したことによると考えられる。

一方、西原（1985）によって、「従来、字書として扱われてきた『干禄字書』『五経文字』『新加九経字様』は字書ではなく、字書型の字様というべきものである」ということが明らかにされた。同論文では、「字様は従来知られていた書誌形態上のどのカテゴリーにも属さない、それ自身独立したカテゴリーとなるものである」と述べている。そこで、「私記は「字様」と呼ばれる小学書を利用したか」という問題についても検討する必要があると思う。

本稿は、小川本『新訳華嚴經音義私記』研究の一環として、まず、私記には、一切切〈下正〉(私記、巻08、「切」)のような、字様と直接に関わると考えられる用例について述べる。また、西原論文<sup>2</sup>を参照しつつ、私記が唐代に盛行した「字様」と呼ばれる小学書を利用した可能性について論じる。

## 2. 私記における字様と直接に関わると考えられる用例について

本稿の考察部分を述べる前に、まず検討の対象について簡単に説明しておきたい。

私記は新訳華嚴經の読解を助けるための音義である。よって、私記において、その撰者は華嚴經經文の文字(ここでは「暫」を例にする)を抜き出して、その上で、参考とした字様などの小学書の記載にもとづいて、字体注を記入した用例がある。例えば、

无轄巳〈と止也轄又為轄字之麻良〉(私記、巻07、「暫」)

のようなもの(これらを仮に「A類」と呼ぶ)がそれである。

ところが、私記には次のような異例も存する。例えば、

轄轄〈上正〉(私記、巻60、「暫」)

皆脩修妙供〈修習也飭也在彳部〉脩〈長也脯也…〉(私記、巻33、「脩」「修」)

などがそれである。「暫」「修」は、一文字として経本文(巻60・巻33)に出現するため、通常なら単漢字で掲出すべきである。ところが、これらの例はその異体字・類形字と並列して掲出されている。これらの例を字様である『干禄字書』に照らすと、

暫暫〈上通下正〉(干禄、去声、「暫」)

脩脩〈上脯脩下修飾〉(干禄、平声、「脩」「修」)

のように、類似している項目が拾える。この点から推して、私記が『干禄字書』のような先行資料における、その本文と直接もしくは間接的に関連している内容を、そのまま転記する形で注記を施しているのではないかと考えられる。

この推測に従って、筆者のこれまでの研究<sup>3</sup>では、私記の中から、

○異体字が組になって立項されているもの(31項目)

○類形字が組になって立項されているもの(25項目)

○先行資料における接続している項目がそのまま抄出されているもの(6項目)

のような用例を採集し、それぞれ「B1類」「B2類」「B3類」と名付け、分類整理した。

## 3. 私記が字様を利用した可能性について

私記が字様を利用したか、ということを探る手掛りは、上の62項目を通して検討する以外にはない。そこで、B1類～B3類を検討の対象として、

○まず、B1類～B3類の標字・注文の特徴について説明する。

○その上で、B1類～B3類の標字・注文の特徴を、字様である『S. 388字様』<sup>4</sup>と比較対照することによって、私記が字様を利用した可能性のあることを指摘する。

○そこからさらに、B1類～B3類に「～正」の字体注が付されている項目(15項目)への考察を通して、私記が字様を利用したことを証明する。

という三段階に分けて論を進めることにする。

### 3.1 B1 類～B3 類の標字・注文の特徴について

まず、B1 類～B3 類の標字は、

醫瑩〈二同薬師〉(私記、巻 14、「醫」)

のような、同字である異体字を接続する、あるいは、

辯辯〈上詞下具〉(私記、巻 03、「辯」「辨」)

のような、別字である類形字を接続するなど、全体的に見ると、

羸〈力為反正為羸字〉羸〈利也〉羸〈姓也普盈〉羸〈姓也又作蠶〉羸〈又作驟〉羸〈禾十束也三並力義反〉(私記、巻 21、「羸」「羸」「羸」「羸」「羸」「羸」)

のように、字形が似ている文字を接続するという標字の配列方法(羸→羸→羸→羸→羸→羸)となっている。

次に、異体字の組には、

關關〈上正〉(私記、巻 67、「關」)

のような、「～正」などの字体注が単独で加えられているものがあり、類形字の組には、

磨磨(私記、巻 51、「磨」「魔」)

のような、ただ標字だけが記されているものがある。

また、B1 類～B3 類の注文には、

磻磻〈上超繞反始也下開也音白〉(私記、経序、「肇」「啓」)

のような直音注、

衰衰〈莫候反古本反廣也〉(私記、巻 33、「衰」「表」)

のような反切注、また、

擁擁〈上布左具下方便也功也〉(私記、巻 27、「擁」「權」)

のような義注がある。なおかつ、

癡翳常蒙惑〈翳於計反方言曰翳蔓也珠叢曰蔓蔽也文字集略曰翳目障也公羊傳曰眼有眸子而無見曰蒙也言癡為慧眼之障蔽不見真理故常生疑惑也翳字正宜作翳蔓音愛也〉(慧苑、巻 03)

のように、私記の中心資料である慧苑音義などと比較した場合、その注文の長さは短くて簡略であるという点が指摘できる。

以上をまとめると、B1 類～B3 類は、

- ①異体字や類形字などのよく似た字形の文字を接続している
  - ②単独の字体注(「～正」のようなもの)を施したり、注記を一切施さなかったりしている
  - ③短い音注や義注などの注文を記している
- という特徴を有するのである。

### 3.2 私記が字様を利用した可能性について

結論からすれば、私記は字様を利用したと推定される。そのように考え得るのは、

根拠 1：西原(1988)を踏まえて考えれば、B1 類～B3 類のような標字・注文の特徴を有する書物は、音義あるいは字書などではなく、「字様」と呼ばれる小学書

であったと推定されること

根拠 2 : B1 類~B3 類の母胎となる書物は、字様と同じく、当時の文字学の主流に属する小学書(『説文解字』が代表となる)を字体規範の基準にして利用していると考えられること

による。以下はこの二つの根拠について説明する。

### 3.3 根拠 1 について

まず、根拠 1 から説明する。

現存する字様のうち、敦煌出土の『S. 388 字様』は、B1 類~B3 類と同じような本文の形態を持っている。

『S. 388 字様』の本文は、

瑠〈理王〉彫〈飾〉凋〈落也三並都遼反〉凋〈水名音周〉雕鵞〈鳥也並都遼反相承用上雕作彫飾字〉(S. 388、「瑠」「彫」「凋」「凋」「雕」)

のように、「雕」「鵞」のような異体字、「瑠」「彫」「凋」「凋」のような類形字が接続されている。また、全体的には、分類が加えられておらず、ただ文字が羅列されているに過ぎないように見えるが、

瑠→彫→凋→凋→雕→鵞

のように、この字様は「類似した字形の文字を接続してゆく」という特徴的な標字の配列方法を用いていることが指摘できる。これらは B1 類~B3 類の特徴①とよく一致している。

また、『S. 388 字様』には、

彌〈正〉弥〈通用〉(S. 388、「彌」) 徹徹〈二同〉(S. 388、「徹」)

のように、字体規範が指示されているもの(標字が異体字の関係にある場合)と、

融囁(S. 388、「融」「隔」)

のように、一切の注記は記されておらず、標字だけがあげられているもの(標字が類形字の関係にある場合)とがある。これらは B1 類~B3 類の特徴②と類似している。

そして、『S. 388 字様』の標字の中には、字体注は用いず、標字に対する音注や義注だけが加えられているものもある。例えば、

沛〈音貝〉(S. 388、「沛」)

のような直音注、

肺〈敷廢反〉(S. 388、「肺」)

のような反切注、

柿〈木也音土〉(S. 388、「柿」)

のような義注の例がそれである。『S. 388 字様』にはこのような多様なタイプの注記が見られる。これらは B1 類~B3 類の特徴③と似ている。

このように、『S. 388 字様』の標字・注文の特徴は、私記の B1 類~B3 類のそれ(特徴①~③)と基本的に符合しているのである。

さて、ここで重要なのは、西原(1988)を踏まえて考えれば、『S. 388 字様』の標字・注文の特徴は、「互いに類似する文字を弁別する」という字様の撰述目的から必然的に生ずる形態だ<sup>5</sup>という点である。そうだとすれば、『S. 388 字様』と類似している B1 類

～B3 類の特徴①②③は、字様の撰述目的から必然的に生ずる形態と同一であることになる。ここから推して、B1 類～B3 類の母胎となる書物は、『S. 388 字様』の撰述目的と軌を一にしていた典籍だったと推測されるのであり、これは私記が字様を利用したということを示唆していることになる。

### 3.4 根拠 2 について

根拠 2 にふれる前に、まず唐代の字体規範について説明しておきたい。

唐代には「字体規範」という考え方が存在し、またその考え方が字様によって表されている。例えば、『S. 388 字様』の後叙には、

題其字一依説文及石經字林等書、或雜兩體者、咸注云正、兼云二同、(S. 388、後叙)  
訳文：(本書の) 見出し字字形の基準の第一は、『説文解字』と『石経』『字林』とに基づいている。(これらの字書に基づく由緒正しい字形が) 二つある場合には、見出し字の下に「正、もしくは二同」というように注を付けた<sup>6</sup>。

とある。この記述によって、

○『S. 388 字様』は『説文解字』『石経』『字林』を見出し字の第一の典拠として、これを「正」とする

のように、唐代の字体規範の一端が知られる。なお、『干禄字書』『五経文字』にも、

所謂正者、並有憑據、可以施著述文章對策碑碣、將為允當〈進士考試理宜必遵正體、明經對策貴合經注本文、碑書多作八分任別詢舊則〉、(干禄、序文)

訳文：所謂「正」とは、拠所があって、著述・文章・官吏登用試験の答案・石碑に用いるべき字形であり、これこそ道理にかなったものである〈進士科の高級官吏登用試験はその性質上、必ずや正体に属する字形の使用を守るべきであり、明経科の方の答案は經典の本文に用いられている字形に合致するのがよい。石碑は多くの場合、八分という書体で書くが、これは別にもとからの規則のままに任せる〉。

説文體包古今、先得六書之要(割注略)、有不備者求之字林(割注略)、其或古體難明衆情驚懵者、則以石經之餘比例爲助(割注略)、石經湮沒所存者寡、通以經典及釋文相承隸省、引而伸之不敢專也(割注略)、(五経、序例)

訳文：『説文解字』は古今の文字を包含している。そこでまず(私、張參は『五経文字』を撰述するに当たって『説文解字』の文字分析の原理である) 六書によって字形を定め(割注略)、『説文解字』に収録していない文字については、『説文解字』の続篇ともいべき呂忱の『字林』に典拠を求めた(割注略)。字形が古形にすぎてよくわからない文字や、世間が驚くような字形の文字などがあれば、(經典の定本とするために、昔、石に彫り付けられた)『石経』の残欠を手本とし、補助とした(割注略)。しかし、『石経』は現在では残存しているものが少ない。そこで經典の本文やその注釈が伝統的に用いてきた字形を典拠とし、自分勝手な解釈は敢えて行わなかった(割注略)。

のように、『S. 388 字様』と似ている記述が見られる。

なぜ字様はこのような字体規範を定めているのであろうか。その原因は、西原(2012)が指摘しているように、字様に記された字体規範は、理念的には唐代の官吏登用試験の

目的に整合することを求めているからである。

唐は、科挙という官吏登用試験を実施し、官僚政治を発達させた。『唐六典』には、  
凡諸州每歲貢人、其類有六、(中略) 五曰書、(中略) 其明書則說文六帖字林四帖、(唐六典、卷 02・尚書吏部)

訳文：各州が毎年行う官吏登用試験では、試験科目は六つある。(中略) 第五番目の科目は書写である。(中略) それは『説文解字』六帖と『字林』四帖とを当否の基準として守り従うべきである。

とあり、この記述から、字を正しく書き、知るということは、当時の官吏登用試験の受験において必須であり、そのため字体に関する正しい知識が求められたと想像されるのである。『説文解字』は当時の官吏登用試験の書写の基準となったため、科挙と関わる字様は、字体の当否を判断する際、図表 1 に示すように、その典拠をそろって『説文解字』(あるいは『説文解字』に準ずるもの)に求めている。よって、『S. 388 字様』『干禄字書』は、  
𠄎 <併也从二立凡竝之屬皆从立蒲迺切> (説文、竝部、「竝」)

竝並 <上正下相承> (S. 388、「竝」) 並竝 <上通下正…> (干禄、上声、「竝」)  
のように<sup>7</sup>、『説文解字』の記述に合致する字体を「正体」と定め、さらに「～正」という用語を付して示したのである。

図表 1 字様に記される字体を判定する用語について

		『S. 388 字様』	『干禄字書』
典拠ある字形もしくは長い年月に渡って習慣的に行われてきた字形	『説文解字』『石経』『字林』に載っている字形	正	正
	その他の字書に載っている字形	通用	
	長い年月に渡って習慣的に行われてきた字形	相承共用	通
典拠を持たない字形	経典から離れて、意味上根拠のない字形	(排除)	俗

また、『S. 388 字様』『干禄字書』は、

竝並 <上正下相承> (S. 388、「竝」) 並竝 <上通下正…> (干禄、上声、「竝」)  
のように、文字全体を「正体」と「非正体」とに二分しており、「非正体」は「正体」の従属物として扱われている。換言すれば、字様においては「正体」を差し置いて「非正体」だけが単独に標字として存在することは許されなかったのである。その理由としては、先述したように、字様は基本的に『説文解字』に字体の典拠を求めるといった典拠主義を基本として撰述されたものであったためである。

一方、既述したように、私記にも、

- (1) 興興 <正> (私記、巻 06、「興」)
- (2) 流流 <上正> (私記、巻 08、「流」)
- (3) 暎暎 <下正光也> (私記、巻 08、「映」)
- (4) 一切切 <下正> (私記、巻 08、「切」)
- (5) 召召召 <上正下通用> (私記、巻 11、「召」)

- (6)寤寤〈下正覺也〉(私記、卷13、「寤」)  
 (7)(8)無能映奪〈映下正川光也奪上正徒括反取也乱也易也〉(私記、卷22、「映」「奪」)  
 (9)冊冊〈上正字楚革反書也又云天書也又札也…〉(私記、卷60、「冊」)  
 (10)暫暫〈上正〉(私記、卷60、「暫」)  
 (11)夷夷名休捨〈…夷夷上正也〉(私記、卷63、「夷」)  
 (12)寐寐〈…寐寐下正…〉(私記、卷66、「寐」)  
 (13)鼻鼻〈鼻鼻上正と為鼻鼻鼻字川加久同〉(私記、卷67、「鼻」)  
 (14)關關〈上正〉(私記、卷67、「關」)  
 (15)映映〈…映映上正照也〉(私記、卷68、「映」)

のように<sup>8</sup>、『S. 388 字様』『干祿字書』と同じく、「～正」などの語を以て字体規範が記

図表2 B1類～B3類における「～正」の字体注が付されている項目について

私記に「～正」と記された文字	字様に「正体」と定められた文字		『説文解字』の記述	
	『S. 388 字様』	『干祿字書』	小篆	注文
(1) 興	興興	興	𠂔	起也从𠂔从同同力也虚陵切
(2) 流	—	流	𣶒	篆文从水
(3)(7)(15) 映	映	—	𠄎	明也隱也从日央聲於敬切
(4) 切	—	切	𠄎	剗也从刀七聲千結切
(5) 召	—	召召	召	評也从口刀聲直少切
(6) 寤	—	—	𠄎	寐覺而有信曰寤从𠄎省吾聲一曰晝見而夜寤也五故切
(8) 奪	—	奪	奪	手持隹失之也从又从奪徒活切
(9) 冊	—	冊	冊	符命也諸侯進受於王也象其札一長一短中有二編之形凡冊之屬皆从冊楚革切
(10) 暫	暫	暫	暫	不久也从日斬聲藏濫切
(11) 夷	—	夷	夷	平也从大从弓東方之人也聲以脂切
(12) 寐	—	寐	寐	臥也从𠄎省未聲蜜二切
(13) 鼻	鼻	鼻	鼻	禽走鼻而知其迹者犬也从犬从自臣鉉等曰古鼻字犬走以鼻知鼻故从自尺救切
(14) 關	—	關	關	以木橫持門戶也从門絲聲古還切

(備考：1. 重複するものは(3)(7)(15)である。

2. (13)の「鼻鼻上正」の後ろに、その「鼻鼻」と近似する「鼻鼻」がある。「鼻鼻上正と為鼻鼻鼻字川加久同」という注文中に「鼻鼻」を書き入れるのは不都合となるが、私記撰者は訂正するという目的を以て「鼻鼻」を注文中に施したのであろうか。ここから推して、「鼻鼻」は恐らく「鼻鼻」の誤写であると考えられる。)

されているものがある。果たして、私記に「～正」と記されたものと字様に「～正」と定められたものとの関連性を指摘することができるだろうか。

私記に「～正」と記された 15 例を見ると、まず、図表 2 に示すように、私記に「～正」と記された標字の字形は、『S. 388 字様』『干祿字書』に「正体」と定められた標字の字形と類似しており、なおかつ、その字形は『説文解字』中に記述された字形とよく符合している。また、

召呂召〈上正下通用〉(私記、巻 11、「召」)

のように、私記は「通用」などの字体規範を説明する注記を、単独ではなく、基本的に「正」という用語とセットにして標字に付している。

つまり、

○ B1 類～B3 類の母胎となる書物は、その字体規範を示す用語の背後に、共通して『説文解字』の存在が想定されるのであり、この点は字様のそれとよく符合している

○ B1 類～B3 類の母胎となる書物は、字様と同じく、文字全体を「正体」「非正体」の二つに分け、字体規範を定めている

ということになる。ここから推して、B1 類～B3 類の母胎となる書物は、字様と同じく、当時の文字学の主流に属する小学書(『説文解字』など)を字体規範の基準にしていると考えられるのである。そこで、状況としては、私記が字様を利用したという可能性が十分あると思われるのである。

以上、先学の研究成果を参照しつつ、私記が字様を利用した可能性について検討した。

## 4. おわりに

私記の先行資料として直接引用したことがわかっているのは、

- ㊦唐・慧苑撰『新訳華嚴經音義』
- ㊧日・僧侶撰『新華嚴經音義』
- ㊨唐・玄応撰『一切経音義』
- ㊩梁・顧野王撰『玉篇』

の四つである。その他、私記は「字様」と呼ばれる小学書も利用したのである。

また、現存する華嚴經の古写本(敦煌本や日本写本など)を見るに、その本文の書体がほぼ落ち着いた楷書体であるから、当時の華嚴音義の作業は、まず唐土から伝来した經文文字(楷書文字)を弁別することより出発したと想像される。私記がその状況下において成立したと仮定すれば、私記の撰者が字様を以て華嚴經經文の楷書文字を弁別した可能性が高いと考えられる。何故ならば、字様は「錯誤に至る可能性のある楷書文字を広く弁別する」という撰述目的を有する小学書であり、それを利用すれば私記の「華嚴經經文における楷書文字を弁別する」という目的が十分達成できるためである。

なお、本稿は字様の伝来に関しても示唆を与えるものである。藤原佐世撰『日本国見在書目録』の小学家には、

五經字様三卷〈上中下〉

勅定字様一卷

字様一卷〈顔貞卿撰〉

とことと 〈戴行方撰〉  
 とことと 〈顔師古撰〉  
 東墓とことと  
 干禄とことと

とあって、明らかに字様と記されるものがある<sup>9</sup>。藤原佐世の没年・寛平9年（897）は、唐土では唐末に当たるから、これらの字様の伝来は平安時代を下らぬであろうかと考えられている。だが、本稿が証明した「私記が字様を利用した」という推論を通して、「字様」と呼ばれる小学書は、平安時代ではなく、早く奈良時代末期に唐土から伝来し、また当時の学僧より基本の参考書として利用されていたということになる。

最後に、今後の課題として、音義と字様との関係について論じる必要があると考えている。

図表3 『P. 3693』所引の字様の佚文について

『P. 3693』所引の字様	『P. 3693』所引の字様の佚文
『正名要録』	叟 〈老蘇后反七按正名作叟〉
	檢 〈と校居儼反三又按正名為檢乎字〉
『顔氏字様』	廩 〈…又作廩從木無點顔監從禾有點也〉
『群書新定字様』	叩 〈と頭杜建業從台〉
	檢 〈書檢又按說文杜廷業字様為檢〉

（備考：傍線部は『P.3693』に引用された字様の佚文である。）

先述したように、字様は科挙と関わる小学書であり、その利用は、図表3に示すように、同じく科挙に奉仕する韻書（下の例は『P. 3693』（箋注本切韻）である）にも見られる。

一方、音義は経文の読解を助けるための小学書であり、字様と異なる撰述目的を有する。したがって、音義（仏典関係、内典）と字様（科挙関係、外典）とは、従来基本的に無関係のものであると考えられてきた。

ところが、本稿の調査を通して、音義である私記が字様を利用したことが明らかになった。また、このような字様の利用が奈良朝の『新訳華嚴経音義私記』に限らず、慧琳の『一切経音義』にも、

法羸 〈…顔氏字様正體作羸從羸聲也經文多作螺俗字也此螺字有平上去三音又非今故不取也〉（慧琳、巻07、「羸」）

のように、共通して見られる。そこで、音義の撰者が、どのような字様を、どのような基準で引用したのか、ということが問題となるが、具体的な検討については、別稿に譲ることにしたい。

## 注

1 用例における漢字は、基本的に常体字によることとした。論旨と関わる文字が異体字な

どである場合には、中国唐代の顔元孫の『干禄字書』と張参の『五経文字』とを利用して文字を弁別し、その文字の字形と類似する外字によって表した。末尾の括弧内に書名・所在及びその外字の常体字を記した。なお、小字双行は〈 〉に入れた。

- 2 字様については、西原（1981）などで考察がなされている。西原（1981）から知られるように、字様は錯誤に至る可能性のある文字を広く弁別するために撰述された書物であり、その中に「為経」（学問的）と「為字」（実用的）との二つのタイプがある。『顔氏字様』『群書新定字様』『五経文字』は「為経」タイプであり、『干禄字書』は「為字」タイプである。また、西原（1981）によって、「経典の校訂に伴って撰述された『顔氏字様』は為経の理念に基づいていたが、実用性を少しだけ加味した『S. 388 字様』（『群書新定字様』）が出現し、その実用性を思い切って拡大して顔元孫が実用一辺倒の『干禄字書』を撰述した、そういう考え方を苦々しく思った張参が、再び文字学の基本に立ち返ろうとして撰述したのが『五経文字』だった」という（『顔氏字様』から『干禄字書』『五経文字』に至る）字様変遷の筋道も明らかにされた。
- 3 賈（2012）など参照。
- 4 英国の探検家スタイン（A. Stein）が持ち帰った中国・敦煌文書中、「S. 388 番」の整理番号を付された卷子本（1巻）がある。この『S. 388 文献』には二種類の書物が収録されており、その前半部分の書物の書名が佚しているが、幸いに後叙を完存している。西原（1981）によって、この書は顔師古の『顔氏字様』直系の杜延業の『群書新定字様』であることが広く知られることになった。また、平安時代に成立した仲算撰『妙法蓮華経釈文』にて、「杜延云…」として引用されている逸文が、『S. 388 字様』本文と類似していることから推察するに、この書の伝来は平安時代を下らぬであろうかと考えられる。
- 5 西原（1988）では、これについて次のように説明している。

（前略）字様の標字配列の形態が、近似する字形の標字を接続しているのは、字様の撰述目的が、互いに類似する文字を弁別するという点にあったからである。換言すれば、字様のこのような標字配列の形態は、字様の撰述目的から必然的に生ずる形態である。『S. 388 字様』に例をとって言えば、たとえば「契契」の如き類形同字の弁別〔異体字の正俗の弁別〕を行なう為には、その標字配列は、正体の文字「契」と俗体の文字「契」とを接続して掲げる以外にはないのであり、また、「𠄎𠄎」「汜汜」「喜喜」の如き、字形が類似しているが故に混同されやすい別字を弁別する為には、その標字配列は字形の類似する相互の文字をそのまま接続して掲げる以外にはない。このように『S. 388 字様』の標字配列のあり方は、その撰述目的と密接に結び付いている。字様が、似たものを弁別するという撰述目的を持つ以上、このような形態は『S. 388 字様』に限らず、字様と呼ばれる小学書の多くに共通して見られる（敦煌出土『正名要録』残巻・『干禄字書』・敦煌出土『時要字様』残巻・敦煌出土『新商略古今字様撮其時要并引正俗釋』残巻・『分毫字様』など）。この点は嘗て詳述したので省略するが、ただ参考までに『新商略古今字様撮其時要并引正俗釋』（敦煌出土、撰者不詳、残巻）の例をあげておけば次のようである。この字様は、字形ではなく、字音が等しいために混同される可能性の存する文字を弁別することを目的とする。したがって、その標字配列のあり方は、

控〈引枯動反〉控〈愆〉鞞〈鞞三〉動〈移〉洞〈穴二〉誦〈讀〉頌〈碑〉訟〈言三〉のように、字音の等しい文字が標字として隣接され、同音の標字を弁別するために、簡単な義注か、あるいは標字と熟する文字が注される。『S. 388 字様』と比べると、字形・字音という相違はあるが、しかし、いずれも類似する標字を接続するという点において、両者の標字配列の原理は同質である。

(中略)『S. 388 字様』では、「正・二同・相承用・通用・俗」などの字体の規範を表す注文が、音注や義注を伴うことなく、単独で用いられている例が多く見られる。また「説文妒從女戸後戸変作石遂成下字久己行用也」のような字形を説明的に記述する注文も見られる。『S. 388 字様』が字音・字義を知るための小学書ではなく、字形を弁別するための小学書である以上、上述のような字形・字体注記さえ加えれば、その目的は達せられるのであるから、通常の字書・音義書とは異なって、音注・義注をさし置いて単独の字形・字体注記だけを加えた例の存するのは当然である。周知のように、このような例は、字様の内でも、特に『干禄字書』において顕著である。(中略)『S. 388 字様』には、字体・字形注記に混じって類形別字を接続した標字に、

𠄎(マ) <失赤反> 𠄎 <音构邪目視>  
 汜(マ) <濫也三字今並通用> 汜 <水名似>

喜 <樂> 熹 <悅也今通用作熹好字音計忌反(マ)> 熹 <炙也音僖以上並從喜 & 音拉>

のような義注・音注が加えられている例が見られる。字様において音注・義注が加えられる場合の多くは、基本的には、字音・字義そのものを示すためではなく、音注・義注を加えることによって、接続して掲げられた類形別字、あるいは同音別字が、互いに別字であることを明示するためである。『S. 388 字様』の場合には、「𠄎・𠄎」「汜・汜」「喜・熹・熹」などの字形の類似した標字は、簡単な音注・義注の存在によって別字であることが明示される。『干禄字書』の場合には、彤彤 <上赤色徒冬反下祭名音融> のような例が多数見られ(標字八〇三組中、九四組)、『分毫字様』では、

𠄎(マ) <上徒荅反合也下胡關反返也> 刀才 <上都勞反刀斧下的聊反人姓也>

のように、類形別字に対して一貫して音注・義注が付されている。また、前掲の『新商略古今字様撮其時要并引正俗釋』の場合には、同音の標字を弁別するために、その性質上音注ではなく、義注か、もしくは標字と熟する文字が注文として加えられる。以上の点から判るように、字様における音注・義注は、本来の音注・義注ではなく、機能的には一種の字形弁別注記というべきものであって、一見、機能が異なると感じられる「正・俗」などの注記と本質的な差異があるわけではない。ただその場合、このような音注・義注を字形弁別注記として機能させるためには、例示した字様がすべてそうであったように、標字配列の形態が「類形別字・類形同字・同音別字などの類似の文字を接続する」という形態であることが不可欠である。更には、字様に付された注文は、簡単な音注・義注さえ加えれば、それだけで隣接する標字が別字であることは十分に示し得るから、結果として、当該の文字の音義を知ることを書述目的とする字書・音義書のように、音義を詳述した長文の注記とはならない。

- 6 中国原典の訳文は、西原(1986)を参照して作ったものである。
- 7 波線を付したものは、『説文解字』における文字の「正体」に関する記述である。以下も同じである。
- 8 二重傍線を付したものは、類形同字(異体字)の関係であることを指す。
- 9 『波斯国ことこと』というものも見えるが、西原(1981)に従ってこれを除外した。

## 参考文献

- 池田証寿(1986)「新譯華嚴經音義私記の性格」、『国語国文研究』75号
- 池田証寿(1987)「新訳華嚴經音義私記成立の意義:慧苑音義を引用する方法の検討を中心に」、『訓点語と訓点資料』77号
- 池田証寿(1988)「新訳華嚴經音義私記について—先行音義との関係—」、北海道大学文学部

- 国語学講座編輯『辞書・音義：北大国語学講座二十周年記念論輯』、汲古書院
- 石塚晴通（1978）「新譯華嚴經音義私記索引」、築島裕主編『新譯華嚴經音義私記 古辭書音義集成 第一卷』、汲古書院
- 井野口孝（1974）「新訳華嚴經音義私記の訓詁一原本系『玉篇』の利用一」、『文学史研究』15号
- 井野口孝（1985）『『新訳華嚴經音義私記』所引『玉篇』佚文（資料）』、『国文学』24号・25号
- 大友信一・西原一幸（1984）『『唐代字様』二種の研究と索引』、桜楓社
- 岡田希雄（1939）「新譯華嚴經音義私記解説」、貴重図書影本刊行会編輯『新譯華嚴經音義私記』、貴重図書影本刊行会
- 賈智（2011）「字体からみた『新訳華嚴經音義私記』の撰述手法」、『語文研究』第112号
- 賈智（2012）『『新訳華嚴經音義私記』所引の字様について（一）一用例の採集と考察一』、『訓点語と訓点資料』第128輯
- 賈智（2012）『『新訳華嚴經音義私記』所引の字様について（二）一用例の考察と分析一』、『訓点語と訓点資料』第129輯
- 賈智（2012）『『新訳華嚴經音義私記』における字様の利用について』、石塚晴通編『漢字字体史研究』、勉誠出版
- 小林芳規（1978）「新譯華嚴經音義私記解説」、築島裕主編『新譯華嚴經音義私記 古辭書音義集成 第一卷』、汲古書院
- 杉本つとむ（1972）『漢字入門：『干祿字書』とその考察』、早稲田大学出版部
- 西原一幸（1979）「『新撰字鏡』所引の「正名要録」について」、『国語学』116号
- 西原一幸（1981）「唐代楷書字書の成立一『顔氏字様』から『干祿字書』『五経文字』へ」、『金城学院大学論集・国文学編』23号
- 西原一幸（1982）『『顔氏字様』以前の字様について』、『金城学院大学論集・国文学編』24号
- 西原一幸（1985）「独立の書誌範疇としての「字様」』、『金城学院大学論集・国文学編』27号
- 西原一幸（1986）「楷書字形の正俗の源流について」、『金城国文』62号
- 西原一幸（1988）「図書寮本『類聚名義抄』所引の「類云」とは何か」、和漢比較文学会編『和漢比較文学研究の諸問題』、汲古書院
- 西原一幸（1990）「杜延業撰『群書新定字様』の佚文について」、『金城国文』66号
- 西原一幸（1995）「敦煌出土「正名要録」記載の字体規範の体系」、『東方学』90号
- 西原一幸（2000）「字様の研究史」、『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』4号
- 西原一幸（2012）「唐代楷書字体規範からみた『龍龕手鑑』」、石塚晴通編『漢字字体史研究』、勉誠出版
- 李景遠（1997）『隋唐字様學研究』、国立台湾師範大学国文研究所博士論文

## テキスト

- 『新訳華嚴經音義私記』 築島裕主編『新譯華嚴經音義私記 古辭書音義集成 第一卷』（汲古書院、1978）所載の影印による。
- 『説文解字』『説文解字』（中華書局、1963）所載の影印による。
- 『S. 388 字様』 大友信一・西原一幸共著『『唐代字様』二種の研究と索引』（桜楓社、1984）

所載の影印による。

『干禄字書』 杉本つとむ編『異体字研究資料集成 1 期別巻 1』（雄山閣出版、1975）所載の影印による。

『五経文字』 杉本つとむ編『異体字研究資料集成 1 期別巻 1』（雄山閣出版、1975）所載の影印による。

『一切経音義』（玄応） CBETA 編『大正新脩大正藏經』による。

『一切経音義』（慧琳） CBETA 編『大正新脩大正藏經』による。

『新訳華嚴経音義』（慧苑） CBETA 編『大正新脩大正藏經』による。

『唐六典』 『唐六典』（中華書局、1992）所載の影印による。

『日本国見在書目録』 『日本国見在書目録』（古典保存会、1925）所載の影印による。

『P. 3693』 周祖謨編『唐五代韻書集存』（中華書局、1983）所載の影印による。

### 【附記】

本稿は、高山倫明先生、青木博史先生の御指導のもとに、『漢字字体史研究』（勉誠出版、2012年11月17日）に発表した同タイトルの論文を、誤字・脱字についての最低限の修正以外は、いっさい手を加えずにそのまま掲載したものである。